

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
67	嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例</u> (目的) <u>第1条</u> この条例は、 <u>子ども及び小学生の医療に要する医療費について助成することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、もって子ども及び小学生の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	<u>嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例</u> (目的) <u>第1条</u> この条例は、 <u>乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療に要する医療費について助成することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、もって<u>乳幼児並びに就学前児童及び小学生の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></u>
(定義) <u>第2条</u> この条例において「子ども」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 <u>2</u> この条例において「小学生」とは、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 <u>3</u> この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で <u>子ども及び小学生を現に看護する者</u> をいう。 <u>4</u> この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1)～(6) 略 <u>5</u> この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。 <u>6</u> この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。 <u>7</u> この条例において「保険医療機関等」とは、社会	<u>第2条</u> この条例において「乳幼児」とは、満3歳の誕生日の属する月の末日までにあるものをいう。 <u>2</u> この条例において「就学前児童」とは、満3歳の誕生日の属する月の末日の翌日から、満6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 <u>3</u> この条例において「小学生」とは、 <u>6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> をいう。 <u>4</u> この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で <u>乳幼児並びに就学前児童及び小学生を現に看護するもの</u> をいう。 <u>5</u> この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。 (1)～(6) 略 <u>6</u> この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。 <u>7</u> この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。 <u>8</u> この条例において「保険医療機関等」とは、社会

保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める子ども及び小学生の医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子ども及び小学生の保護者とする。

(1)～(4) 略

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。

(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であって市長が別に定めるものにおいて子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除した額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(2) 助成対象者が小学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、小学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子ども及び小学生に係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合においては、第1号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) 前3号の助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める乳幼児並びに就学前児童及び小学生医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する乳幼児並びに就学前児童及び小学生の保護者とする。

(1)～(4) 略

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が乳幼児に係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額を助成するものとする。

及び佐賀県外の保険医療機関等であって市長が別に定めるものにおいて、乳幼児に係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成するものとする。
ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

3 助成対象者が就学前児童及び小学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、就学前児童及び小学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

4 助成対象者が、乳幼児並びに就学前児童及び小学生に係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合においては、その一部負担金に相当する額を助成するものとする。

5 前各項の助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

(受給資格証)

第5条 この条例による子どもの保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 前条第1号に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、子どもの保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成方法)

第7条 市長は、第4条第2号及び第3号の助成を行う場合には、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 第4条第1号の助成は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

第5条 この条例による乳幼児の保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

2 前条第2項に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、乳幼児の保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、出生の日から満12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までとする。

(助成方法)

第7条 市長は、第4条第1項、第3項及び第4項の助成を行う場合には、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 第4条第2項の助成は、保険医療機関等の請求に基づき、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

3～4 略

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子ども及び小学生の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(届出等の義務)

第9条 子どもの保護者は、子どもについて、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 子どもの保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。

3～4 略

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、乳幼児並びに就学前児童及び小学生の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(届出等の義務)

第9条 乳幼児の保護者は、自己又は乳幼児について、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 乳幼児の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。